

○6番(櫻井 茂君) 6番・櫻井 茂です。一問一答方式で質問をさせていただきます。

それでは最初に、消防本部の条例違反処理について伺ってまいりたいと思います。

条例で支給が義務づけられている消防職員への特殊勤務手当について、消防本部が長年にわたり意図的に支給してこなかった事実が明らかになりました。法令遵守が求められる行政において、違法な事務処理が放置されてきた経緯について、また、事実が明らかになった後の対応についても、被害職員に対して誠意ある対応を怠っていると思われる点があることから、質問をさせていただきます。

最初に、条例違反行為がなぜ長年にわたり続いてきたのかについてお尋ねをいたします。

○議長(菱沼和幸君) 消防長・岡野君。

○消防長(岡野 勉君) ご答弁申し上げます。本来であれば条例にのっとり職員に支給すべきである第8条の夜間特殊業務に従事する職員手当、また第11条の消防業務に従事する職員の特殊勤務手当のうち、消防車両等の緊急走行運転業務に従事する職員手当でございますが、文書保存期間である5年を遡り調査した結果、少なくとも直近5年間は現在の運用がなされておりました。また、複数人から聞き取りや特殊勤務手当の予算額などから、少なくとも平成17年市町村合併後には、現在の運用と推測されるものでございます。

消防本部では、長年にわたり消防本部の内部基準で、条例を改正せずに運用を図ってしまったことによりこのような結果に至ったものと解釈してございます。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長(菱沼和幸君) 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番(櫻井 茂君) 消防長のほうからご答弁いただきましたけど、ちょっと私のお尋ねしている趣旨と違うのかなという気がしております。というのは、消防長は平成24年から平成30年までの7年間、消防本部総務課で勤務されております。平成31年に消防長に昇格されまして現在に至っているわけでありましてけれども、消防本部の職員管理において消防長は、ある意味、現職員の中で誰よりもその事務処理を隅々まで熟知する総務のスペシャリストと言えるはずで、7年間在籍、総務課でおられたわけですから、その後消防長になっておりますので、事実上、その延長と考えればその年数がさらに延びるということになるかと思っております。

特殊勤務手当に関する条例は、例規集を見ればもう一目瞭然ですけれども、別表を見れば一目瞭然で消防本部が支給をしてこなかったその手当の問題についてはすぐ分かると思っております。勤務年数が長い管理職なら当然であります。この条例違反行為、総務課勤務職員のほとんどが多分知っていたはずだと思います。手当に関するマニュアルである内部基準書には、これは決算委員会の際に私、資料請求してその内部基準書を頂いておりますけど、その内部基準書に書かれてある文章を読めば、もう明らかにこ

れは違反だということは分かると思うんですね。そのときもご紹介しましたが、また今日もちょっと読み上げますが、条例にのっとり1回の機関員業務につき150円を支給するもの。ただし、1当直につき支給額の上限を150円としていると記載されているので、小学生でも多分この文章を読めば、あれ、ちょっとつじつまが合っていないよねと分かるような文章なんですね。

ですから、消防本部の総務課にいないで、ほか出張所等から総務課に配属になった方であれば、条例規定を細かいところまで勉強して、違反している、違反していないんだということは多分確認されないでしょうから、もう条例にのっとってやっているという前提で皆さん、頭の中ができていますから。でも、消防長のように7年も8年も総務課で勤務されている人であれば、職員であった時代に条例改正を幾つかやっているんですね。ということは条例を何度も確認されているので、なおかつこの内部基準書を作成した人であれば、もう違反であることは分かっているわけですよ。ただしというただし書で入れているわけですから。

そこでお尋ねしますけれども、この内部基準書はいつ頃作成されたものなのか、消防長、在籍時につくったこと、経験があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 消防長・岡野君。

○消防長（岡野 勉君） ご答弁申し上げます。手当関係の内部基準でございますが、私が在籍中にはつくった記憶がございません。その前からの運用であるのかなと、臆測ではありますが、私が総務課に入った24年以前にもう既に出て上がっていたものではないかと推定されるところでございます。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） いろいろなその手順や手続において法的なものから逸脱して扱う場合、グレーゾーンは当然あるわけで、ハンドルの遊びではないですけども、きちきちにやるのが果たしていいのかという議論も当然ありますからそこは申し上げませんが、今消防長がおっしゃったとおり、合併直後から多分こういった条例違反が行われていて、それを自分たちは引き継いできたというようなおっしゃり方だったと思いますが、職員研修をきちんと受けて管理職になる職員であれば、要するに内部の手順書、マニュアルを見た段階で、条例にマッチしていないということは多分分かると思うんですね。

問題はそこからなんですよ。要するに、間違いを正すという行為を消防本部の総務課がやるのかどうかということだと思います。消防本部の総務課って何をされるところなのかというのがこれ、分かっているらっしゃるとは思うんですね、スペシャリストですから。消防本部の総務課は、職員のためにある課ではないんですか。職員の給与を管理し、福利厚生を行い、ある意味、身分を守ったり身分を制限したりする、両方あるとは思いますが、職員のための課であるはずなのに、職員に手当を払わない。

これ、例えば、今財務部長出席していますけど、財政課で予算、切られちゃうからつけていなかったとか、そういう話ではないと思うんですね、条例に入っているわ

けですから。そこはちょっと私とは考えが違いますね。前から続いていたからそのまま受け継いじゃったということであるならば、毎回総務部長がやっている研修は一体何なのよということになると思います。もう誰でも分かる条例違反です、これは正直な話。

それで、今年度の4月から、総務部のほうでコンプライアンス担当ということで併任辞令が出ていると思いますけれども、職員に対する法令遵守の推進及び不祥事の防止に関する事、職員の公務員としての倫理の向上について担当すると説明がされております。果たして今回の件が法令遵守をしているのか。不祥事の防止もできていないと。職員としての倫理の向上も多分ないでしょう。コンプライアンス担当はこの1年、一体何をやってきたのかということをお尋ねするしかないですね。

そして、条例違反がなぜ長年続いてきたのか。今回の問題について消防本部の間違いを是正できない風土、土壌、これについて、条例違反発覚後に聞き取り調査等を行われたのかお尋ねをいたします。

○議長（菱沼和幸君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。今回の消防本部における、条例と異なる処理をしていたという点についての聞き取りということかと思いますが、そちらにつきましては、私も総務課のほうにおきまして消防本部の総務課といろいろ調整をしていたという経緯がございます。そういった中で、私のほうには今回の件についての経緯ですとか、いろいろ調査をしろということをおも指示してございますので、そうした中で私のほうに報告が上がってきたのは、先ほど議員からもございましたように、長年にわたってこういったことが行われてきたという事実があったということと、また、それがどういった対象のものであったか、5年間の履歴が残っていると。そういった中でどういった対応を今後していったらいいのかということになります。条例に基づいて支給するというのはその後の対応としては必要であるということで、発覚後については、ちょっと時期、申し訳ございませんが、きちっとした支給、条例に基づく支給を行っているというふうに思っております。

今回の経緯についての調査聞き取りは複数人の方、退職者も含めてやってきたんですが、いつの時点からこういうことになってきたのかということもなかなか私のほうでは理解がまだできていない状況でございます。そういった中で、対象になっている5年間の職員の方に対しての遡及した支給をどうするかというようなことについて協議はしたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 総務部長のほうからご答弁いただきまして、総務部のほうもよく理解できないというようなご答弁だったと思いますが、理解できないので私、質問しているわけですよ、ここで。要するに、長年にわたって続けられてきてしまった先ほどの職場の雰囲気、風土、そういったものが本来正されなければならない、これは自立した職員として当たり前なことであり、それを促すのが管理職だと思っていま

す。でも、管理職の方が率先して、総務の方々が率先して支給をやめるような行為をしていたと。それがいつ頃なのか誰なのかは今ここで議論しても意味のないことだと思います。間違いが分かったのなら、そのときから直すべきなんですよ。その機会があったにもかかわらず、多分逸してしまったのか、あえてやらなかったのかは分からないんですけど、消防長が総務課勤務時代に、この問題で、例えば別の方から、支給しないとおかしいんじゃないか、あるいは総務課内で、支給しないとおかしいんじゃないかというような、そういった議論ということは起こったことがないんですか。お尋ねをします。

○議長（菱沼和幸君） 消防長・岡野君。

○消防長（岡野 勉君） ご答弁申し上げます。私も在籍経験のある消防本部総務課は、消防事務全般及び職員の服務に関しまして管理していかなければならない部署でございますけれども、これまで条例を改正せずに内部基準に基づいて支給を行っておりました。これまで職員からの支給に対しての意見やクレーム等もなく、総務課内の議論というの、実際のところ、私が在籍中にも行っておりませんし、そういった意見に際しましては、その上限150円であるというふうな解釈をしていたところでございます。

また、年に1回開催されます消防職員委員会というのがございまして、それで提出できる意見の中で、職員の給与、勤務時間・条件、厚生福利に関するなどがございまして、これまで特殊勤務手当に関する意見等もなく、また、総務担当者会議なども開催しておりますけれども、その中でも意見等はございませんでした。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 特にそういったことがなかったというお話なので、ちょっと私は驚いております。本当にそれでいいのかということですね。本来そういったことがあったんだけど、今いろいろな事情で続けてしまったことは誠にまずかったというようなお話なのかと思いましたが、逆に言うと、言わせない雰囲気があったのかと勘ぐられても致し方ないのかなという気がしております。

そこでお尋ねしますけれども、昨年4月21日開催の経済建設消防委員会において、消防長は次のように述べておられます。再発防止と信頼回復のためにも情報を共有するとともに、密に横断的な相談をさせていただきまして不祥事防止対策を進め、風通しのよい新しい組織体制を構築してまいりますと述べておられますけれども、今回の条例違反よりも前の発言でありますから、今回の条例違反の内容を想定しておっしゃっているわけではないのはよく理解できますけれども、そのような発言をされているけれども、今回の条例違反発覚後、不祥事の防止対策として何をされ、風通しのよい新しい組織体制の構築に向けてどのようなことをされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 消防長・岡野君。

○消防長（岡野 勉君） ご答弁申し上げます。今回の一連の特殊勤務手当の未支給につきましては、条例に基づいた適正な事務処理がなされていなかった事実を消防長として、また、組織として重く受け止めまして深く反省し、事務執行を含めた組織体制の見直しを図り、より一層法令を遵守するとともに、常に危機管理意識を持ち、職員間の情報共有を図りながら風通しのよい職場環境づくりに努めてまいります。二度とこのようなことが起きないように、適正な事務処理、事務執行を進めて再発防止に努めてまいります。また、この過ちを風化させることなくしっかりと受け止めまして、これから未来に向けて消防の姿がよいものになるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ご答弁いただきましたけれども、果たしてそのような形で本当に対応されてこられたのかどうかはこの次の2点目で再度確認させていただきますけれども、誤った行政事務による債務の返還行為としての統一性、公平性についてお伺いをしてまいりたいと思います。

特殊勤務手当の未支給者の数と金額の総計、これに対して誰がどのような協議を行ってどのような判断を出したのか。協議経過とこれによって導き出された判断についてご説明をいただければと思います。

○議長（菱沼和幸君） 消防長・岡野君。

○消防長（岡野 勉君） ご答弁申し上げます。文書保存期間であります過去5年6か月での未支給者の数と金額の総計でございますけれども、対象となる職員数は139名で、金額については、第8条夜間特殊業務及び第11条消防業務のうち、緊急走行運転業務を合わせまして、546万3,860円でございます。

次に、協議の結果でございますけれども、今回、議員からご指摘を受け、未支給であった人数、金額の洗い出しをまず最初に行いました。この調査結果を基に消防本部、総務部、財務部、市長公室と協議、調整を行いまして、最終的な当市の判断として、労働基準法の規程で2年間の遡及を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 内容的には分かりました。ただ、そこで大事なのが、今回、この遡及2年間で民法の規程ということだろうと思いますけれども、された。ここで最も大事なのが、先ほど消防長もおっしゃっていましたが、情報を共有する風通しのよい新しい組織体制にするんだとおっしゃっていましたが、この意思決定の中にそれがあったかどうかなんですよね。特殊勤務手当が未支給である職員139名ということで先ほど答弁いただきましたけど、この139名に対して、今回どのような説明をされたのでしょうか。そこをお尋ねします。

○議長（菱沼和幸君） 消防長・岡野君。

○消防長（岡野 勉君） 今回の事案を受けまして、消防本部としましては、特殊勤務手当の誤った支給に関して、職員に対しては条例どおりに支給されていなかった概

要を説明し、消防活動に対して報いるべき対価としての手当が正規に支給していなかった旨を謝罪し、しっかり対応を図る旨を説明いたしました。

また、今後の対応などにつきましても通知文を作成し、全職員に通知をしている状況でございます。この遡及につきましては、本定例会において補正予算の議決をいただいた後に、全職員に対しまして遡及返還する説明を再度丁寧に行いまして、あわせて、特殊勤務手当の条例に沿った支給ができなかった事実を謝罪を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 職員に説明したとおっしゃっていますが、それならばお伺いしますが、未支給の職員一人一人に対して、5年6か月分の未支給額の合計額は先ほど答弁いただきましたけれども、これは個人分の合計額です。Aさんという職員に対して、例えば10万円、5年6か月で未支給の手当があったと。遡及2年間になってしまうので、時効でお支払いできないのが例えば8万円だよと。2年間遡って2万円をお返ししますというような、そういう一人一人に被害職員の債権分の金額の説明をされた上で、そういった2年遡及で勘弁してほしいというような説明をされたのか、了解を求めたのかお尋ねします。

○議長（菱沼和幸君） 消防長・岡野君。

○消防長（岡野 勉君） 各個人に対しての説明は、実際のところ、しておりません。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 職員の方に奪ってしまう金額を説明しなくていいんですかね。先ほど来、私のほうでも質問で150円の話はしていますが、150円を払えないので勘弁してほしいという話じゃないんですよね。ちなみにですけども、消防長、データ持っていると思いますけれども、お尋ねします。時効により支払われなくなった金額、この大きい金額、上からベストスリーの方、名前は当然お聞きしませんけれども、3人分、幾ら払わないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 消防長・岡野君。

○消防長（岡野 勉君） 手元に資料はございますが、今の時点ではちょっとそこまでの数字が出せませんので、後ほど答弁ということでもよろしいでしょうか。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 消防長のほうでは資料は持っているけど分からないということなので私が代わってお答えします。私のほうでも資料請求しまして、139人分の1人別のデータをいただきました。もちろん職員の名前は書いておりませんのでどなたがどの金額かは分かりません。ただ、金額の順に並べ替えましたところ、一番多くもらえない方は、私の手元にあるデータでは11万640円です。要するに、3年6

か月分、時効によりあなたに払わないという金額が11万640円です。その方が受け取る金額は3万3,710円。合計で14万4,350円分のデータが総務課の職員によって確認されたということで伺っています。

総務課の方は徹夜でこのデータを集めたいので、ご苦労さまでしたということで後ればせながら申し上げますけれども、そういった努力を無駄にしないようにこれは職員に伝えなきゃいけないんだと思います。ちなみに2番目の多くもらえない方、9万5,440円。3番目の方は9万3,130円です。これは伝えなくていいんですかね、その方に。民法の時効だから払えないよと。払う金額も多分伝えていないと思います、一切そういう情報を。これで本当に情報共有と言えるんですかね。

そこでお尋ねしますけれども、こうした誤った行政事務を行った際に、市は、消防本部でない部門、どのような対応をしてきたのかについて他の例と比べて統一性が図られているのかについて確認させていただきます。特殊勤務手当を支払わず、問題になっているケースは、多分石岡市のほかに見つけることが私、できませんので石岡市だけだと思いますけれども、そのため、同じケースで比べることができませんので、固定資産税、納税者に還付する場合がございます、その例が非常に特徴的なものですから、これを確認させていただきたいと思います。納税者への説明、通知、税法の時効に対しての実際の返金の期間、法定利息等の説明を求めたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 財務部長・門脇君。

○財務部長（門脇 孝君） ご答弁申し上げます。市民税や固定資産税などの市税につきましては、市県民税の修正申告や、市が原因となる課税誤りが見つかり、本来の税額より多く納めていただいている場合、地方税法第17条に基づき、市税過誤納還付金の還付処理を納税義務者に対して行っているところでございます。

還付できる期間でございますが、地方税法第17条の5及び18条の3により、最大5年間と定められております。しかし、固定資産税及び都市計画税、それから軽自動車税につきましては、自主申告による課税額が決定する市県民税と違いまして、課税客体に対して市が課税する額を決定通知し賦課課税方式であり、納税者側は課税誤りに気がつきにくいことから、税法で定められた期間以上の還付ができるよう、石岡市固定資産税等過誤納返還金取扱要綱を定め、最大で20年まで返還できるようにしてございます。

この要綱におきまして20年とした根拠でございますが、国家賠償法第1条により、国または公共団体の過失によって損害を加えたときには公共団体が賠償する責任があると示されていることから、国家賠償法第4条及び民法第724条第2項にあります国家賠償請求権の消滅時効の期間である20年に基づくものとしたしております。

また、市が原因となる誤りが発覚した際の流れでございますが、速やかに納税義務者へ通知を行い、市の課税誤りについて謝罪するとともに、修正後の納税いただく額、返還額、還付加算金などにつきまして丁寧に内容の説明を行いまして返還処理を進めてございます。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 財務部長のほうから、固定資産税の還付の際の手続、納税者に対する謝罪、情報の提供、そういった点について答弁をいただきました。同じ行政でありながらも、税においては市民にしっかりと説明を行い、時効を宣言せずに税を戻す対応をしています。手当の未支給分についても、石岡市が時効を採用しなければ、記録の残る5年6か月分を支給することは法的には可能だと私は思いますけれども、これは時効の援用という言葉で法律家の間では言われているようです。私は法律の専門家ではありませんのでよく分かりませんが、時効を宣言しなければ、データはありますから返せるわけですよ。返した際、幾ら違うのかって、そんな驚くような金額じゃないんですよ。あえてここで時効を宣言して2年間とするというようなことで決められたんでしょうけれども、時効を宣言しないということが法的にできるのかどうか、総務部長に見解を求めたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。ただいま議員からございましたように、時効の完了といいますか、それは労基法に基づいて時効の援用、時効だということでこちらが申し出れば完了することになりますが、ただ、それに条件がございまして、先ほど議員からございましたように、その債権が幾らあって、この分が消滅してしまうよというような通知をきちんとしなくちゃいけないというふうに私は考えてございます。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 今答弁いただきましたけれども、その通知というのは誰から誰にする通知かお尋ねしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。当然ながらこれは個々の個人について消防長になるかと思いますが、今回は、消防長のほうから通知をするということになるかと思いますが、

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 今回、消防署のほうでは一切説明していないと、先ほど金額については、というお答えがありましたけれども、これは民法で言うところの信義に反する行為とは違うのですか。それを総務課の消防本部、市長も、今回2年間の遡及しかやらないよということで時効を一方的に宣言するような構えで議案のほうも提出されていますけど、これは民法に反していませんか。行政がそういうことをやっているんでしょうか。どなたかご答弁お願いします。

○議長（菱沼和幸君） 総務部長・越渡君。



○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。先ほども申し上げましたとおり、きちんとした説明をしましてこのような対応を取るべきというふうに考えてございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 行政の決定の意思決定過程において大きな瑕疵が、間違いがあるということを今、答弁されたわけですね。これ、どうされるんですかね、この後。

質問を続けさせていただきます。未支給の手当について、時効により2年間の遡及とされたわけでありませぬ。先ほど消防長のほうから、職員には文書で説明したというような答弁もありましたのであえてお尋ねしますけれども、この文書をちょっと私、見ました。2月15日に出した文書じゃないかと思うんですけれども、総務課長名で。この2月15日に総務課長名で、時効があるので2年間しか遡及しませんよという通知なんですけど、なぜこれは総務課長名なのか。通常、先ほど財務部長から答弁いただきましたけれども、多分税は市長名で市民に通知しているんじゃないかと思うんですよね。悪くても総務部長名ですね。課長名って多分ないと思います。今回職員に対しては総務課長ということだったので私、総務部の総務課長が出したのかなと思ひまして、その点を総務部長に確認させていただきたいと思ひます。

○議長（菱沼和幸君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。そういった通知については私どものほうでは関知していないと思ひますか、協議の中ではそういったものは出ていませんので、ちょっと確認はしてございませぬ。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 総務部総務課長で発信はしていないということらしいので、そうしますと消防長のほうでお尋ねするしかありませんので、消防長のほうから答弁いただきたいと思ひます。

○議長（菱沼和幸君） 消防長・岡野君。

○消防長（岡野 勉君） ご答弁申し上げます。こちらの総務課長名での通知でございませぬが、私が総務課長に指示をしまして、事前の対応、これからの対応ということで未支給についての通知文を指示したところでございませぬ。私の判断で決定いたしました。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 消防本部の総務課で出したということで、消防本部というか、消防職員対象だったので総務課に多分されたのかなと思ひますけど、これ、総務課長名でよろしいんですかね。私はそこが引っかかるんですよね。要するに、先ほど申し上げたように、職員が一番多い方で11万を超える金額を知らないうちに捨てさせられているわけですよ。搾取されたと言っているのかもしれないですけど、そのよ

うな状況の中で総務課長名で、時効があるから2年分しか払わないよという通知なんですよね。謝罪は一切その文書の中に入っていなかったです。要はもう上意下達というか、俺らの言うこと、聞けというふうにしか私は読めなかったんですよね。私はそこが非常に引っかかりました。本来であれば消防長の名前で、消防長名で、本当は市長名だと思いますよ、私はこれは。それを消防本部の中で誰が決定したのかは分かりませんが、総務課長名で発信させた。これはちょっとどうなんでしょうね。風通しのいい職場だとは私はとても思えません。

それと、2月15日付の、これは発信なんですけど、実は総務委員会は2月2日に行われていて、総務委員会の中で時効を2年分でしか遡及しませんよという報告をされているんですよね。それを受けて、実は私が総務部総務課長にそれでいいんですかとお尋ねしたんですよ。消防職員、誰も知らないみたいですよって。多分それで、総務部の総務課長が消防本部の総務課長なのかどなたかにそれを伝えて、説明しないとまずいんじゃないんですかということで文書を出したのと違うんですかね。要は、自ら出したんじゃないかと、言われて後から出したんじゃないかと思います。2月15日というのは実は告示日なんですよね。事前に説明していないんですよ、一切。金額の説明もなければ、時効2年ということでさえも実は事前に説明していなかったというのがそこで分かるかと思います。

それで、質問の3に入ります。法令遵守が求められる行政において、職員の受給権を一方的に奪う条例違反行為に対する責任の所在が明確に示されていない点についてお尋ねをしたいと思います。民間企業ですと、賃金を搾取、未払いといった場合、民間企業の場合ですとそういったケースが時々ありますね。企業経営が苦しくなって賃金が払えないといったところでそういった事例があるようですけれども、被害職員が訴えて労働基準監督署等からペナルティーを受けて、企業のトップや責任者が責任を取るケースがあるようです。

今回の条例違反に関しては、国や県からの指導、監督、監査はないのでしょうか。また、行政としての責任はどのようなものになるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。今回の特殊勤務手当の未支給につきましては、国、県からの指導、監督についてということでございますが、こちらは受けていない状況でございます。

また、行政としての責任ということでございますが、公務員として率先して法令を遵守すべきであるにもかかわらず、長きにわたり条例の規定と異なる取扱いをしてきたということについては、私としましては重く責任を感じてございます。責任の所在ということにつきましては、今回問題となっている手当支給に係る消防本部での内部取決めの経緯ですとか経過が、先ほども申し上げましたようにはっきり説明ができていない点ですとか、これまで関わってきた職員が多数存在するという点から、既に退職している職員もございまして、責任の所在を明確にすることはちょっと困難な面があるというふう感じてございます。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま答弁いただいた内容を聞いて非常にがっかりしました。行政機関ですので、労働基準監督署等からの処分がないというのは分からないではないですが、それじゃ、誰がこれ、責任、取るんですかね。今のお話ですと、長年にわたり続いてきたものは責任の取らせようがないと私、聞こえたんですね。そうしたら、これ、ますます隠蔽するじゃないですか。違反行為があったらば、例えば私が違反行為を見つけてしまいましたと。私はその現場の責任者でありますから、自分で自ら見つけて、私を処分してください、もしくは私の上司を処分してくださいということは絶対言わないですよ。であれば、私はどこかに異動するまで絶対言わないです。違反、処分されないんですから。長年続いてしまえば処分できない。これ、賃金、払わないんですよ。

それならばお尋ねしますが、労働基準法第11条の規程で判断すると、特殊勤務手当は賃金に該当いたします。この賃金を条例どおりに支払っていない行為、これは労働基準法上どんな違反行為になるのか、また、これに付随する罰則規定もあると思いますので、これについてご説明をいただきたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 総務部長・越渡君。

○総務部長（併任）消防本部理事兼コンプライアンス推進担当（越渡康弘君） ご答弁申し上げます。ただいま議員からご指摘があった点につきましては、賃金等については生活給の一部ということでございまして、法に基づいてきちんと適正に処理をしていくということが本当に原則といたしますか、当たり前のことであるというふうに感じてございます。

この特殊勤務手当についての判断でございしますが、私どもとしてもなかなか議論のところがございまして、どういったところにその法的な根拠を持ってやっていくかということのをいろいろ考えたわけでございしますが、上位法に基づいて行われるものではないと、特殊勤務手当についてでございしますが、そういったことから、任意に条例で定めることができると、自治法上、認める範囲で、条例で特殊勤務手当は設定することができるということでございまして、それに基づく支給ということでございしますので、私たちもちょっとその辺の整理的には今、こうだということをお答えできる状況にはないと感じております。

以上でございします。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 私、浅はかな知恵で申し上げれば、私が調べた範囲、このたびの条例違反は労働基準法第24条の賃金支払い原則に反しており、法律違反ではないかと思っております。労働基準法第119条には罰則の規定がありまして、30万円以下の罰金刑に課せられる可能性がある。加えて、時間外労働等の割増し賃金も未払いの場合は6か月以下の懲役、30万円以下の罰金刑というようなことがその法令の中ではうたわれているようです。ですから、違反行為としては決して軽くないのではないかと思います。

ただ、総務部長から答弁があったように、地方自治体あるいは消防職員、団体交渉権は非常に制限された消防職員でありますから、そういった法の体が及ばないときもあるんだろうと思います。実際に労働基準法第24条に違反するかどうかは総務部長のほうで改めて調べておいていただければと思います。もし仮に違反しているのであれば、これは非常に罪が重いということで、しっかりしてもらわないと困りますね。これ、だって、やっていていいということを手言っちゃうことになりますから、もし何の処分もしないんだったら。行政としての責任、これを見逃した職員の責任、これはしっかりやっていただかないと、もう違法行為を見つけてしまった職員は口、つぐみまずし、しゃべっちゃったらその職員は大変な目に遭わされちゃいますよね。おまえが余計なことを言うから俺がと。それが今、現実にはほかで起きているわけじゃないですか。そこをしっかりと受け止めていただきたいと思います。

市長にお尋ねしますけれども、今回その条例違反行為、皆さん、何か軽く考えていたんじゃないかと思うんですよね。150円の話ばかり私、言っていましたから、実際は深夜の業務に対する手当なども含めると結構な手当が出ているんですよ。私がもらったのは未支給の職員だけなので、実際に管理職に支給されていた部分とか、そういった手当の部分については私のほうの数字が入っていませんから、実際はもっと大きなお金なんですよ。

まずは、情報共有というのであれば全部説明してください、職員に。君は11万円、もらえないんだ、勘弁してほしいと言うのか。いや、11万円もらえるように自分は頑張ると、だから今後も頑張ってくれと言うのかは、もうそれは消防長にお任せするしかないです、私の権限外なので。

それに加えて市長はそのことをどのように判断するのかですね、問題は。今回の条例違反行為に対する責任、職員の手当が失われた責任、誰がどのように取るのか、これはリーダーである市長にお尋ねするしかありませんので、お答えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） 行政としての責任につきましてご答弁申し上げます。先ほど総務部長から答弁がございましたとおり、過去の経緯がはっきりしない中で責任の所在を明確にすることは困難な状況ではございますが、法令を遵守するべきであるにもかかわらず、条例と異なる支給を行っていたことについては私自身も大変重く受け止めております。今後につきましては、当然のことではございますが、より一層法令を遵守し、適正な執行に努めるよう指示をしているところでございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 市長からご答弁いただきましたけれども、責任の所在が、以前から続いているのでよく分かりづらいというような答弁ありましたけど、本当にそれでよろしいんですかね。先ほど申し上げたように、民間企業などでもそのようなケースがあるということで申し上げましたけれども、今の管理体制の中で明らかになった以上、今の方が何らかの責任、取るしかないんだと思いますよ。それができなけれ

ば、不祥事が起きたとき、みんなうやむやですよ、以前からやられていて自分の時代ではないから知らないよと。それでいいんでしょうか。私はそう思います。その点を踏まえていただいて、今後の対応を私のほうも見てまいりたいと思います。

次の質問に入ります。2つ目、带状疱疹ワクチン接種の助成についてでございます。

日本人成人の90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜伏しており、80歳までに3人に1人がかかると言われております。その要因は、子どもの頃にかかった水痘、水ぼうそうですね、ウイルスが体の中で長期間潜伏感染し、免疫が低下した際などに带状疱疹として発症することが明らかになっております。

2016年に厚生労働省は乾燥弱毒性水痘ワクチンを50歳以上に限って使用することを認め、2020年には不活化ワクチン、シングリックスの使用を認めています。その効果は発症率を50%から90%抑制するとされていることから、ワクチン接種の助成について質問させていただきたいと思います。

質問の1です。带状疱疹の症状と罹患状況ということで、带状疱疹の症状についてまずお尋ねをいたします。

○議長（菱沼和幸君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。带状疱疹は、水疱を伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に出る皮膚の疾患でございます。症状がよく出る部位は胸や背中が挙げられますが、顔や下腹部、腕、足、お尻など体のどこにでも出現します。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。多くの場合、皮膚症状が治ると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続くことがあり、带状疱疹後神経痛と呼ばれ、最も頻度の高い合併症でございます。また、带状疱疹が現れる部位によって、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴など合併症を引き起こすことがあると言われております。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 続いて、その罹患状況、石岡市あるいは茨城県内の数値データがあれば併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。罹患状況でございますが、带状疱疹は、子どもの頃に水ぼうそうに罹患した後、体内の神経節に生涯にわたり潜伏感染し、加齢や免疫が低下した場合、ウイルスが再活性化し潜伏感染をしていた神経節の支配領域の皮膚に発症する疾患でございます。

水ぼうそうは感染力が非常に強く、ワクチンを受けなければ10歳までに約80%がかかると言われてございます。そのため、国立感染研究所では、80歳までに3人に1人が带状疱疹を経験すると推測しております。市及び県の数値データはございませんが、参考としまして、国立感染研究所の疫学調査の状況から、発症する可能性は1年間で1,000人に4.38人と報告があります。こちらを本市に当てはめると、1年間に314人の発症者がいるということになります。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ありがとうございます。本来であれば、実は現在、国民健康保険加入者の通院データ、これがデータベース化されていて、带状疱疹で診察を受けた方の数字、人数であるとか医療費の額を確認したいと思ったんですが、どうやら確認したところ、皮膚病しかデータ、持っていないというようなことで、細やかなデータがないというようなことでちょっと残念だったんですが、ただいま部長のほうから国立感染症研究所のデータも示されたように、発症率といいますか、それなりにいらっしゃるということが分かったわけでありまして。

2つ目、2点目、ワクチン接種の効果とその支援策、带状疱疹ワクチンの種類と接種方法、その副作用と予防効果についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。まず、带状疱疹ワクチンの種類でございますけれども、現在2種類の製品があり、どちらも50歳以上の方が接種対象となっております。このワクチンの種類と接種方法でございますが、まず1つ目の生ワクチンでございますけれども、こちらは0.5ミリリットルを1回皮下注射いたします。2つ目の不活化ワクチンにつきましては、0.5ミリリットルを2か月の間隔を空けて2回、筋肉内注射いたします。

带状疱疹を予防する効果でございますが、生ワクチンでは、60歳以上では61%、70歳以上では55%、带状疱疹後神経痛への効果は67%で、効果期間は3年から11年と報告されてございます。

不活化ワクチンでは、50歳以上では97.2%、70歳以上では89.8%、带状疱疹後神経痛への効果は88%で、効果期間は少なくとも9年程度と報告されております。

なお、副作用についてでございますが、生ワクチンでは注射部位の痛みと腫れがごく軽くあるほか、接種後1週間から3週間後に発熱や発疹がまれにあります。不活化ワクチンでは、注射部位の痛みと腫れが強く、筋肉痛や疲労感、頭痛のような症状もあると報告されております。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） それでは、この実際に带状疱疹ワクチン、最近テレビコマーシャルをこれ、やっているんですね。ちょっと私、通告してから気がついたんですけど、そういう意味じゃ身近になってきたのかなという感じがしております。带状疱疹ワクチンの接種費用、金額に若干ばらつきがあるようですので、お伺いしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。こちら接種費用でございますが、医療機関での自由診察のため参考となりますが、生ワクチンは7,000円から1万円程度で1回、不活化ワクチンは2万円から3万円程度で2回接種となっております。

ます。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ありがとうございます。带状疱疹につきましても、80歳までの間に3人に1人が発症すると言われておりまして、発症した場合の痛みは高齢者にとって非常に辛いということでもあります。そして、ワクチン接種を行った場合、その効果が非常に大きいことも分かったわけでもあります。そうしたことから、带状疱疹ワクチン接種の啓発及び接種費用の一部助成、支援についてお考えがあればお尋ねをしたいと思います。

○議長（菱沼和幸君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。带状疱疹は加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因となるとされており、今後高齢化等の影響で発症者が増えてくることが想定されております。特に高齢者が带状疱疹にかかった場合、重症化することが多く、後遺症が残ったり、带状疱疹後神経痛により強い痛みがしつこく続き、全身状態が悪くなる場合がございます。

身近なところでは、今年80歳になる私の母も2月に带状疱疹を発症し、頭から顔にかけて皮膚症状が見られ、神経と皮膚の炎症による激しい痛みに襲われております。皮膚の症状は治りましたが、1か月経過した今でも症状が長引き、辛い痛みが残っていることから、高齢者にとっては非常に辛いものと認識しております。

市といたしましては、医療費の抑制も念頭に、まずは带状疱疹の発症予防のため、日頃の健康管理や早期治療、ワクチン接種について啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在、厚生労働省の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会等において、定期接種に向けた検討が継続されております。带状疱疹の予防接種の助成につきましても、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 带状疱疹が早期発見、早期治療であれば症状も軽く、治癒も早いことが分かっております。しかし、発症初期段階で带状疱疹と分からないケースも多々あるようです。ただいまの部長のほうからも答弁ございましたけど、実は私の父も、初期段階では分からなくて、結果、数か月にわたって痛みと闘っていたことがあります。もう十数年前ですけれども、二、三か月ほど非常に機嫌が悪くて、うちの雰囲気非常に悪かったことを今でもはっきり覚えています。多分、父は相当苦しんでいたんだろうと思います。

また、これは再発症するケースもあるということが出ておりますので、一度なったからといって安心できないという非常に厄介な病気のようなでもあります。ケースとしては非常に少ないとは思いますが、2度、3度、3度あるのかどうか分かりませんが、何度もかかるのは多分皆さん、嫌でしょうから、高齢の方は免疫機能の衰え

が、これは間違いなく避けられないわけでありますので、3人に1人が発症するというそのエビデンスがあるわけですから、ぜひワクチン接種について前向きにご検討いただきまして、このワクチンの効果が10年に及ぶと、10年に近い効果があるということでありますから、その効果も非常に大きいと思います。予防効果の発揮によりまして医療費の削減にも一定の効果が見込めますので、ぜひともワクチン接種費用の助成について石岡市でも早期に取り組んでいただいて、不安なく安心して暮らせる石岡市を実現していただければと思いますが、市長のお考えをいただきたいと思ます。

○議長（菱沼和幸君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） お答えいたします。带状疱疹に罹患した場合の痛みは、実は私自身も2度経験しておりますので、大変つらいものであると認識をしております。市といたしましては、医療費の抑制も念頭に、带状疱疹の発症予防のため、日頃の健康管理や早期治療、ワクチン接種についての啓発に努めてまいります。

また、予防接種の助成につきましては、現在、厚生労働省の厚生科学審議会の予防接種・ワクチン分科会等での定期接種化に向けた検討が継続されておりますので、その検討状況や動向等を注視するとともに、市としても助成が可能か検討してまいります。

○議長（菱沼和幸君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 市長が2度かかっているというのは私、今初めて聞きましたので、ちょっと釈迦に説法的なところがあって申し訳ないんですが、それであるならば市長のほうもその痛み、苦しさはお分かりだと思いますので、ぜひ早期実現に向けて協議をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菱沼和幸君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

本日の議事日程は終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

次回は、明3月4日定刻午前10時から会議を開き、各議案に対する質疑を行います。

お疲れさまでした。